

# 松山市子ども・子育て支援事業計画(案) における基本的記載事項について (教育・保育部会及び地域子育て部会共通部分)

平成26年8月28日

## <検討事項>

基本指針において、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育に関する体制の確保の内容に関する事項のうち、教育・保育部会及び地域子育て部会の両方に共通する事項の記載内容。

### ～両部会に共通する項目～

基本指針の第一にある、子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策。

## <事務局案>

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定観を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。保護者が子育ての権利を享受することが可能になるよう、また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を減じていきます。

そのため、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、本市が幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的に実施する主体となり、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を基本とする。本計画に基づき、子どもの視点に立ち、一人一人の子どもの安全と発達の保障による健やかな育ちが等しく実現されるよう、すべての子どもや子育て家庭を対象に、地域の実情に応じた良質かつ適切な取り組みを関係者と連携しつつ社会全体で実施するものです。

## <設定理由>

国が示している基本指針の“第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項”を基に、本計画に基づいて、総合的に子ども・子育て支援を実施する内容とした。

～参考(基本指針の第一の項目)～

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

1. 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
2. 子どもの育ちに関する理念
3. 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
4. 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割